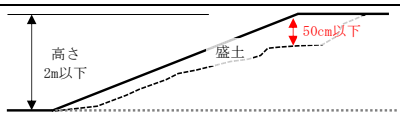
参考様式５

<table>
<tr><td colspan="2">☐ 以下の公共用施設用地に該当する→「適用除外」</td></tr>
<tr><td rowspan="3">法第２条</td><td>☐道路、☐公園、☐河川</td></tr>
<tr><td>☐砂防設備、☐地すべり防止施設、☐海岸保全施設、☐津波防護施設、☐港湾施設、☐漁港施設、
☐飛行場、☐航空保安施設、☐鉄道、☐軌道、☐索道、☐無軌条電車の用に供する施設</td></tr>
<tr><td>国又は地方公共団体が管理する☐学校、☐運動場、☐墓地</td></tr>
<tr><td rowspan="2">規則第１条</td><td>☐雨水貯留浸透施設、☐農業用ため池、
☐防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第２条第２項に規定する防衛施設</td></tr>
<tr><td>国又は地方公共団体が管理する☐緑地、☐広場、☐廃棄物処理施設、☐水道、☐下水道、
☐営農飲雑用水施設、☐水産飲雑用水施設、☐農業集落排水施設、☐漁業集落排水施設、
☐林地荒廃防止施設、☐急傾斜地崩壊防止施設</td></tr>
<tr><td colspan="2">☐ 以下の宅地造成に伴う災害の発生のおそれがないと求められる工事等に該当する→「許可不要」</td></tr>
<tr><td rowspan="4">政令第５条</td><td>☐鉱山保安法第 13 条第１項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第 36 条、第 39 条第１項若しくは第 48 条第１項若しくは第２項の規定による産業保安監督部長若しくは鉱務監督官の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事</td></tr>
<tr><td>☐鉱業法第 63 条第１項の規定による届出をし、又は同法第２項（同法第 87 条において準用する場合を含む。）若しくは同法第 63 条の２第１項若しくは第２項の規定による許可を受けた者（同法第 63 条の３の規定により同法第 63 条の２第１項又は第２項の規定により施業案の認可を受けたとみなされた者を含む。）が行う当該届出又は許可に係る施業案の実施に係る工事</td></tr>
<tr><td>☐採石法第 33 条若しくは第 33 条の５第１項の規定による許可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第 33 条の 13 若しくは第 33 条の 17 の規定による命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事</td></tr>
<tr><td>☐砂利採取法第 16 条若しくは第 20 条第１項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第 23 条の規定による都道府県知事若しくは河川管理者の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事</td></tr>
<tr><td rowspan="11">省令第８条</td><td>☐土地改良法第２条第２項に規定する土地改良事業。同法第 15 条第２項に規定する事業又は土地改良事業に準ずる事業に係る工事</td></tr>
<tr><td>☐火薬取締法第３条若しくは第 10 条第１項の許可を受け、若しくは同条第２項の規定による届出をした者が行う火薬類の製造施設の設置に係る工事、同法第 12 条第１項の許可を受け、若しくは同条第２項の規定による届出をした者が行う当該許可若しくは届出に係る工事又は同法第 27 条第１項の認可を受けた者が行う当該許可に係る工事</td></tr>
<tr><td>☐家畜伝染予防法第 21 条第１項若しくは第４項（同法第 46 条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による家畜の死体の埋却に係る工事又は同法第 23 条第１項若しくは第３項（同法第 46 条第１項の規定に読み替えて適用する場合を含む。）の規定による家畜伝染病の病原体により汚染し、若しくは汚染したおそれがある物品の埋却に係る工事</td></tr>
<tr><td>☐廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第６項若しくは第 14 条第６項の許可を受けた者若しくは市町村の委託（非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。）を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者が行う当該許可若しくは委託に係る工事又は同法第８条第１項、第９条第１項、第 15 条第１項若しくは第 15 条の２の６第１項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事</td></tr>
<tr><td>☐土壌汚染対策法第 16 条第１項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第 22 条第１項若しくは第 23 条第１項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事</td></tr>
<tr><td>☐森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事</td></tr>
<tr><td>☐国若しくは地方公共団体又は次に掲げる法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事
イ　地方住宅供給公社
ロ　土地開発公社
ハ　日本下水道事業団
ニ　独立行政法人鉄道施設・運輸施設整備支援機構
ホ　独立行政法人水資源機構
ヘ　独立行政法人都市再生機構</td></tr>
<tr><td>☐宅地造成又は特定盛土等に関する工事のうち、高さが 2m以下であって盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が 50ｃｍを超えない盛土又は切土をするもの

</td></tr>
<tr><td>次に掲げる土石の堆積に関する工事
☐政令第４条第１項の土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の面積が 300 ㎡を超えないもの
☐政令第４条第１項の土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が 50ｃｍを超えないもの
☐工事の施行に付随して行われる土石の堆積であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの</td></tr>
</table>